

○会長の職務内容に、「その他、人権啓発等の全体にかかわる重要事項、緊急性の高い事項」を追加。

第17条	役員	役員の職務は次のとおり定める。←
役員	職務内容←	
会長		<ul style="list-style-type: none"> ・総会、および実行委員会の招集および全体統括。← ・役員候補者指名委員会を除く各委員会の委員を委嘱する。← ・各委員会（役員候補者指名委員会、および会計監査委員会を除く）に出席←して、意見を述べるができる。← ・この会の資産を管理する。← ・その他、人権啓発等の全体にかかわる重要事項、緊急性の高い事項←
副会長		・会長の補佐および代行 ←

追加

○書面 総会の開催があり得ることの明示。

第21条	実行委員会が必要と認めるとき、または、全会員の3分の1以上の要求があったときは、会長はいつでも総会を招集開催する。←
第22条	総会は年間1回以上開催する。←
第23条	この会の年間事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。 総会の開催形式については、指定感染症の感染対策等の必要性が認められる場合、書面により実施することがある。 ←

追加

○実行委員会の名称を実態に合わせ改称。

第25条	この会の活動に必要な事項について、調査研究・立案および実施するために次の委員会を置く。←
(1)	広報委員会←
(2)	成人教育・保健給食委員会 文化活動委員会 ←
(3)	体育厚生・青少年活動委員会 体育厚生委員会 ←
(4)	人権啓発委員会 ベルマーク委員会 ←
(5)	学級（学年）・地域委員会 児童安全委員会 ←

変更

○各実行委員会の任務および活動内容の記述変更

第29条	各委員会の任務および活動は次のとおりとする。←
(1)	広報委員会←
ア)	この会の機関誌を発行する。ただし、発行回数は当該の広報委員会の決定によるものとする。←
イ)	会員・地域社会に対し、この会の認識と理解を深めるため、情報を伝達・発信する。←
(2)	成人教育・保健給食委員会 文化活動委員会 ←
ア)	会員の教養と知識技能を高めるため、学習活動および地域における社会教育の推進に協力する。←
イ)	児童の健康増進をはかり学校給食の向上に寄与する。また、会員の保健衛生への理解を深め推進する。←
(3)	体育厚生・青少年活動委員会 体育厚生委員会 ←
ア)	会員・児童の健全な活動や遊びの場の確保に努めスポーツ・レクリエーション・クラブ活動の推進を通じ福利厚生や健康・体力の増進に寄与する。←
イ)	学校および地域における他の青少年育成団体との連携をはかる。←
(4)	人権啓発委員会 ベルマーク委員会 ←
ア)	人権教育に対する理解と認識を深めるように努める。← ベルマーク運動の啓蒙・推進、およびベルマークの集計を行う。 ←
(5)	学級（学年）・地域委員会 児童安全委員会 ←
ア)	保護者と教職員との最も基本的な話し合いの場であり、あらゆるPTA活動の基盤となるように努める。←
イ)	保護者と教職員、あるいは保護者相互の親睦と連携をはかるために、学級集会・学年集会を開催する。←
ウ)	学校・地域における会員の連携と親睦をはかり、相互の連絡が円滑に行われるように努める。←
エ)	地域の他のPTAならびに諸団体・機関と連絡・連携・協調をはかる。←
オ)	教育および地域社会の環境をよくするように努め、児童の交通安全・非行防止に努める。←
第29条	教職員は各委員会に出席して意見を述べるができる。←

変更

変更

変更

変更

削除